

歯科医療提供体制構築推進事業の実施について

(歯科医療提供体制構築推進・支援事業)

事業目的

各地域の状況に応じた歯科医療施策が実効的に進められるよう、都道府県が地域の実情に応じた歯科医療提供体制の構築に係る政策的な事業を行うことを目的とする。

事業内容

① 歯科医療提供体制等構築推進等委員会

- ・ 地域の歯科保健・医療関係者等が参画する会議を開催
- ・ 把握した歯科保健・医療の提供体制及び地域住民の状況に基づき、現在及び将来の課題を抽出・検討
- ・ 推進方策及び推進に資する事業等の検討を行う

② 歯科保健医療提供体制の推進に資するための事業

- ・ 地域の実情に応じて、歯科医療提供体制の構築に資するための事業を①における委員会の検討等に基づき、PDCAサイクルに沿って行う
- ※ ②については、適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に事業の全部又は一部を委託することができる

※ ①のみ、あるいは①②の両方を実施することはできるが、②のみを実施することはできない

1箇所あたり予算額

実施主体	1箇所あたり予算額	補助率
都道府県	6,938千円	定額

※実施に要する費用は、国が1/2、都道府県が1/2を負担することを見込んでいる

補助対象経費

職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、借料及び損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、社会保険料（非常勤）、委託費（対象経費に掲げるもの（ただし、備品費を除く））

※ 最終的な基準額・補助対象経費は「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」による